

持続可能なサプライチェーン行動ガイドライン

1. 方針

日本農産工業（以下、当社）では、人権・労働問題・地球環境などへの取り組みの方針となる「持続可能なサプライチェーン行動ガイドライン」を制定し、当社の基本的な考え方をサプライヤー皆様へお伝えし、サプライチェーン全体において以下に定める項目への賛同と理解、実践を期待します。

(1) 強制労働の禁止

すべての従業員をその自由意思において雇用し、また従業員に強制的な労働を行わせない。

(2) 児童労働の禁止

最低就業年齢に満たない児童対象者を雇用せず、また児童の発達を損なうような就労をさせてはならない。

(3) 安全で衛生的かつ健康的な労働・生活環境の提供

従業員に対して、安全で衛生的かつ健康的な労働環境・生活環境の提供に努める。

(4) 従業員の団結権および団体交渉権の尊重

労働環境や賃金水準などの労使間協議を実現する手段としての従業員の団結権及び団体交渉権を尊重する。

(5) 差別の禁止

雇用における差別をなくし、職場における機会均等と処遇における公平の実現に努める。

(6) 非人道的な扱いの禁止

虐待や各種のハラスメント（嫌がらせ）をはじめとする過酷で非人道的な扱いを禁止し、通報制度や苦情処理、懲戒制度等の従業員の人権・尊厳・健康を尊重する為の仕組みの構築に努める。

(7) 適切な労働時間の管理

従業員の労働時間・休日・休暇を適切に管理し、過度な時間外労働を禁止する。

(8) 適切な賃金の確保

従業員には少なくとも法定最低賃金を遵守するとともに、生活賃金以上の支払に努める。また、賃金の不当な減額を行わない。

(9) 公正な取引と腐敗防止の徹底

国内外の関係法令を遵守し、公正な取引及び腐敗防止を徹底する。

(10) 先住民・地域コミュニティの権利

事業の遂行に際しては、事業活動を行う国・地域の法律や国際的な取り決めに定められた先住民及び地域住民の権利や文化を尊重し、権利侵害を引き起こさないよう配慮するとともに、社会的・経済的な幸福の維持・向上に貢献する。

(11) 地球環境への配慮

事業の遂行に際しては、地域社会及び生態系への影響にも考慮し、地球環境の保全に努める。特にエネルギー使用効率・温室効果ガス排出を含む気候変動課題・資源の有効活用・廃棄物削減・大気や土壌、河川の汚染・水使用に配慮する。

(12) 情報開示

上記に関する適時・適切な情報開示を行う。

2. 是正対応

本ガイドラインに違反する事例が確認された場合には、対象となるサプライヤーの皆様に改善をお願いするとともに、必要に応じて、改善に向けた指導・支援を行います。継続的な指導・支援を行っても、是正が困難と判断された場合にはお取引を見直すことがございます。

以上

《制定日》2025年3月21日